

作成年月 : 平成 17年 8月
 担当課室名 (決裁者)
 リサイクル推進課 井内 摂男

平成 18年度 事前評価書

| | | | | | | |
|--|--------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 施 策 名 | リサイクル関連の情報提供、普及啓発、市場環境整備 | | | | | |
| 1. 施策の目的 | | | | | | |
| <p>本施策は、リサイクル関連 (3R :リデュースリユース、リサイクル) の情報提供、普及啓発 (人材育成 教育を含む) 及び市場環境整備を行うことにより、資源の有効な利用の確保と廃棄物の発生抑制を図り、循環型社会の形成を推進することを目的とする。</p> | | | | | | |
| 2. 施策の必要性 | | | | | | |
| <p>< 背景 > 我が国は、日常生活や経済活動が有限で枯渇性の資源に依存するという資源制約に直面する一方、廃棄物の発生量は年間約 4.5億トンにのぼり、廃棄物処理場の残余年数も、一般廃棄物については、12.5年、産業廃棄物については 4.3年と逼迫した状況にあるという環境制約に直面している。</p> <p>< 行政関与の必要性 > 3Rシステムの構築に関する実態把握 課題抽出等の調査、国民全般に対する情報提供及び事業者や地域住民に対する人材育成等は、資源の有効な利用、環境保全、最終処分場の逼迫問題の解決に資するものであり、公共財的性格を有し公益性が存在するため、行政の関与が必要である。</p> <p>< 閣議決定等上位の政策決定 > 循環型社会形成推進基本法では第 27条において「循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等」、同法第 29条において「調査の実施」が規定されており、循環型社会の構築に関する広報活動の充実を図ること及び調査等は国の責務とされているところ。</p> | | | | | | |
| 3. 施策の概要、目標、指標、モニタリング方法、達成時期、評価時期、外部要因など | | | | | | |
| (0) 施策全体 | | | | | | |
| <p>目標 (目指す結果、効果) :平成 11年 9月にダイオキシン対策関係閣僚会議において策定された廃棄物の削減目標 (発生抑制目標及びリサイクル目標等) を達成し、平成 8年度に比して平成 22年度までに資源生産性及び一般廃棄物及び産業廃棄物のリサイクル比率を高めるとともに、最終処分量の半減を目指す。</p> <p>指標 :最終処分量 (単位 :百万トン)</p> | | | | | | |
| | 平成 9年 | 平成 10年 | 平成 11年 | 平成 12年 | 平成 13年 | 平成 14年 |
| 一般廃棄物 | 12.01 | 11.35 | 10.87 | 10.51 | 9.95 | 9.03 |
| 産業廃棄物 | 6.7 | 5.8 | 5.0 | 4.5 | 4.2 | 4.0 |

施策の概要 :循環型社会を構築するには、事業者・自治体・一般市民など国民全てが3Rの実施に努めることが重要となる。本施策は、各主体の行動変革を促す情報提供や普及啓発(人材育成・教育を含む)、市場環境整備等を実施し、循環型社会構築に向けて事業者や国民の取組を促進するとともに、循環型社会の構築に資する調査を実施する。

目標達成時期：平成22年度

中間・事後評価時期：平成19年度(中間)、平成23年度(事後)

目標達成状況に影響しうる外部要因など考慮すべき事項 :本施策目標の達成には、関連する他の施策との連携が不可欠であり、本施策のみで達成される性格のものではないことに留意が必要。

重点分野としての絞り込み(重点化・効率化)の考え方：

< 施策を構成する事業 >

- (1) 国際循環システム対策費 〔継続〕
- (2) 3Rシステム化可能性調査事業 〔継続〕
- (3) 環境配慮設計等基盤整備事業 〔継続〕
- (4) 循環ビジネス人材教育・環境ビジネスアドバイザー派遣事業 〔継続〕
- (5) 循環型社会システム動向調査 〔継続〕
- (6) 容器包装リサイクル推進調査 〔継続〕
- (7) 地域省エネ型リユース促進事業 〔新規〕
- (8) 自動車リサイクル促進普及情報提供事業 〔継続〕
- (9) 古紙再利用促進対策 〔継続〕
- (10) 特定家庭用機器等再商品化関係事業 〔継続〕

(1) 国際循環システム対策費 (予算・委託事業) 〔継続〕 担当課 :リサイクル推進課

概要 :循環型社会構築のためには、アジアを中心に海外を含めたリサイクルシステムの構築が不可欠である。このため、平成17年4月に開催された3Rイニシアティブ閣僚会合の結果も踏まえ、我が国の優れた3R技術を生かした環境リサイクル先進拠点形成モデル事業の実施、トレーサビリティの構築に向けた事業等を実施する。

必要性 :廃棄物の越境移動については、先進国から発展途上国への有害廃棄物輸出問題に対応するための国際的な枠組みが作られるなど、国内処理を原則とする対応がとられてきた一方、循環資源は国内のみならず海外でも活用すべきとの要請が高まりつつあり、経済の国際化に対応した資源の有効利用を実現するためには必要な事業である。

目標(目指す結果、効果) :国際資源循環を推進するための措置を講ずるとともに、我が国のリサイクル関連企業が適正な資源循環システムを実現しつつ、国際的ビジネス展開を促進するための対策を進める。

計測指標及び指標の推移 :定量的目標としては、資源循環目的の輸出入量及び現地日本企業の適正処理量が考えられるが、それらの統計については未整備な部分も多くあるため、代替となる指標として、政策的に実現を図るべき循環資源の洗い出し・実態把握、G8関連事業の実施結果、中国とのリサイクル対話の実施成果等とする。

モニタリング方法 :上記のとおり。

目標達成時期：平成21年度

行政改革 (特殊法人改革、公益法人改革など)との関連 :なし
 環境保全経費の対象か否か :対象
 環境保全経費に登録した事業名称 :省資源・再資源化政策推進

< 予算額等 >

| | | | | |
|--------------|-------------|-----------|--------------|-----------|
| 開始年度 | 終了年度 | 事業実施主体 | | 主な対象者 |
| 平成 17年度 | 平成 21年度 | 事業者・民間団体等 | | 事業者・民間団体等 |
| H18FY要求額 | H17FY予算額 | H16FY予算額 | 総予算額 (実績) | 総執行額 (実績) |
| 100,458 [千円] | 63,264 [千円] | 0 [千円] | 132,475 [千円] | 0 [千円] |

予算費目名 : < 一般会計 > (項) 経済産業本省、(大事項) 産業公害対策等に必要な経費、
 (中事項) 省資源・再資源化政策推進、(目) 環境問題対策調査等委託費

(2) 3Rシステム化可能性調査事業 (予算 : 委託事業) (継続) 担当課 : リサイクル推進課

概要 : 循環型社会構築のためには、品目毎の3R対策を強化し、資源循環を円滑に進めることが必須。このため、排出量の多い品目・業種や処理困難物を中心にリサイクルシステムの実証化・市場化対策に関するフェージビリティ・スタディを実施し、資源有効利用促進法や産構審廃棄物処理リサイクルガイドラインの策定などに反映させる。

必要性 : 一般廃棄物及び産業廃棄物のリサイクル比率を高めるとともに、最終処分量の半減を目指すためには、個々の品目毎に3R対策を強化し、ビジネスとして市場を確立させ、資源循環を円滑に進めることが必須であり、施策目標を実現する観点から必要である。

目標 (目指す結果、効果) : 排出量の多い品目・業種や処理困難物を中心にリサイクルシステムの実証化・市場化対策に関するフェージビリティ・スタディを実施し、個々の品目毎のリサイクルシステムを確立させる。併せて、資源有効利用促進法や産構審廃棄物処理リサイクルガイドラインの策定等に反映させ、3R対策の強化を図る。

計測指標及び指標の推移 :

| 指標名 | 平成 12 年度 | 平成 13 年度 | 平成 14 年度 | 平成 15 年度 | 平成 16 年度 |
|---------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 当該 3 R 製品の生産量 / 販売量 | | | | | |
| 当該リサイクルシステム採択企業数 | | | | | |
| 産業構造審議会ガイドライン等への反映率 | | | | | |

本事業は平成 17 年度より始まった事業であり、現段階では採択案件が 12 件決まったところ。

モニタリング方法 :

目標達成時期 : 平成 21 年度

行政改革 (特殊法人改革、公益法人改革など)との関連 :なし

環境保全経費の対象か否か :対象

環境保全経費に登録した事業名称 :省資源・再資源化政策推進

< 予算額等 >

| | | | | |
|--------------|--------------|-----------|-----------|----------|
| 開始年度 | 終了年度 | 事業実施主体 | 主な対象者 | |
| 平成 17年度 | 平成 21年度 | 事業者・民間団体等 | 事業者・民間団体等 | |
| H18FY要求額 | H17FY予算額 | H16FY予算額 | 総予算額(実績) | 総執行額(実績) |
| 151,779 [千円] | 151,779 [千円] | 0 [千円] | 0 [千円] | 0 [千円] |

予算費目名 : < 一般会計 > (項) 経済産業本省、(大事項) 産業公害対策等に必要な経費、
(中事項) 省資源・再資源化政策推進、(目) 環境問題対策調査等委託費

③ 環境配慮設計等基盤整備事業 (予算 : 委託事業) 〔 継続 〕 担当課 : リサイクル推進課
(平成 17年度までは「循環型経営評価促進基盤整備事業」)

概要 : 有害化学物質の管理や易リサイクル設計等の環境配慮設計 (DFE) に関する評価項目・基準設定について、国際整合性の確保も視野に入れつつ整備するとともに、これらの情報の発信、消費者側からのフィードバックを積極的に行う基盤の整備等、循環経営を促進するための市場形成の基盤作りを行う。

必要性 : リサイクル率を高めるとともに、資源生産性の向上を目指すためには、業種・品目毎に必要となる評価項目をルール化し、情報交換の効率化を図ることが必要となる。本事業は、事業者が環境配慮製品に関する情報を提供し、消費者からのフィードバックを行うための基盤整備を行うもので、施策目的を実現する観点から必要である。

目標 (目指す結果、効果) : 循環型社会構築やサービスの市場拡大に向け、製品の分離・解体が容易となる設計、化学物質の適切な管理など設計製造段階における環境配慮に係るルールの整備を国際整合性の確保も視野に入れつつ行うとともに、事業者が積極的に情報提供し、迅速に消費者からのフィードバックを反映するための枠組み整備を行う。

計測指標及び指標の推移 :

| 指標名 | 平成 12 年度 | 平成 13 年度 | 平成 14 年度 | 平成 15 年度 | 平成 16 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 環境配慮設計 等 | - | - | - | - | 808 |
| 環境効率 | - | - | - | - | 439 |
| 環境リスクマネジメント | - | - | - | - | 102 |

定量的指標 : 環境配慮指標の定着度

(環境専門誌や企業の環境報告書などにおける引用数等)

モニタリング方法 : 環境報告書等を調査する。

目標達成時期 : 平成 21 年度

行政改革 (特殊法人改革、公益法人改革など) との関連 : なし

環境保全経費の対象か否か : 対象

環境保全経費に登録した事業名称 : 省資源・再資源化政策推進

< 予算額等 >

| 開始年度 | 終了年度 | 事業実施主体 | | 主な対象者 | |
|--------------|--------------|-----------|----------|-----------|--|
| 平成 17年度 | 平成 21年度 | 事業者・民間団体等 | | 事業者・民間団体等 | |
| H18FY要求額 | H17FY予算額 | H16FY予算額 | 総予算額(実績) | 総執行額(実績) | |
| 111,941 [千円] | 111,941 [千円] | 0 [千円] | 0 [千円] | 0 [千円] | |

予算費目名 : < 一般会計 > (項) 経済産業本省、(大事項) 産業公害対策等に必要な経費、
(中事項) 省資源・再資源化政策推進、(目) 環境問題対策調査等委託費

(4) 循環ビジネス人材教育・環境ビジネスアドバイザー派遣事業 (予算・委託事業) (継続)

担当課 : リサイクル推進課

概要 : 中小企業等を対象に、国内外における循環ビジネスへの取組を支援するための研修会の開催、アドバイザー派遣を行う。また、市民を対象に、環境・リサイクル関連法の認識の定着を図るため、地域の人材を活用して研修会等を開催するとともに、3R実践啓発の資料や教材を開発する。

必要性 : 循環型経済システムへの転換を図るためには、人材・資金等で困難な面が多い中小企業、NPO等の循環ビジネスへの取組や普及活動を支援することが必要となる。また、地域における循環型経済システムの担い手となる一般市民に対して循環型教育を実施することは、地域に密着した循環型社会の構築において必要不可欠である。

目標(目指す結果、効果) : 循環ビジネスに係る人材の育成、専門家の派遣等を通じて中小企業等の循環ビジネスへの取組を支援し、我が国の産業競争力強化を図る。また、退職者を専門家として活用することで雇用の拡大も図る。加えて、地域市民への環境・リサイクル関連法に対する認識の定着及び社会的連携の必要性に対する市民の認識の向上を図る。

計測指標及び指標の推移 :

| 指標名 | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| (1) 循環ビジネス人材育成事業 | | | | | |
| ・研修回数 | | | | 22回 | 43回 |
| ・研修会参加者数 | | | | 1,898人 | 2,190人 |
| ・理解度(良好) | | | | 76.5% | 89.3% |
| ・翌年度以降受講希望あり | | | | 93.3% | 90.8% |
| ・アドバイザー派遣回数 | | | | - | 42回 |
| ・理解度(適当と回答) | | | | - | 99.0% |
| (2) 地域3R支援事業 | | | | | |

| | | | | | |
|----------------------------|--|-----|-----|------|----------------|
| ・環境リサイクル 講師登録・研修参加 数 | | 84名 | 77名 | 180名 | 130名 |
| ・3R体験学習教材貸 出し件数 | | | | | 96件 13,742名 |

モニタリング方法 : 研修参加者等にアンケートを実施する。

目標達成時期 : 平成19年度

行政改革 (特殊法人改革、公益法人改革など)との関連 : なし

環境保全経費の対象か否か : 対象

環境保全経費に登録した事業名称 : 省資源・再資源化政策推進

< 予算額等 >

| 開始年度 | 終了年度 | 事業実施主体 | | 主な対象者 | |
|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--|
| 平成15年度 | 平成19年度 | 事業者・民間団体等 | | 事業者・民間団体等 | |
| H18FY要求額 | H17FY予算額 | H16FY予算額 | 総予算額(実績) | 総執行額(実績) | |
| 53,906 [千円] | 53,906 [千円] | 71,874 [千円] | 143,767 [千円] | 130,727 [千円] | |

予算費目名 : < 一般会計 > (項) 経済産業本省、(大事項) 産業公害対策等に必要経費、
(中事項) 省資源・再資源化政策推進、(目) 環境問題対策調査等委託費

(5) 循環型社会システム動向調査 (予算 : 委託事業) 〔継続〕 担当課 : リサイクル推進課

概要 : 我が国と異なる取組が行われている諸外国の制度や状況について調査・分析を行い、これらの仕組みを我が国に導入する場合の課題について検討する。また、廃棄物毎の特性やその再利用性等の技術的可能性等について調査検証し、廃棄物の発生抑制に関する対策を検討する。

必要性 : 従来の市場ルールを転換し、消費者、事業者、行政等関係者の適切な役割分担のもと、環境制約や資源制約への対応を事業活動や消費活動に組み込むためのルール整備等を推進するためには、実態把握が不可欠。また、国内のルール整備等に当たっては諸外国の制度の実態把握が必要である。

目標 (目指す結果、効果) : 産業廃棄物の発生量等に関する実態把握や個別テーマ毎における具体的政策課題の抽出を行うとともに、諸外国における様々な制度の内容や運用実態等を把握し、これらの仕組みを我が国に導入する場合の問題点や課題等について検討を行い、今後の政策立案に必要な基礎調査を行う。

計測指標及び指標の推移 :

| 指標名 | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 |
|-------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 報告書に基づく廃棄物 動向調査のカバー率 | 62.0% | 59.8% | 56.4% | 62.4% | 61.5% |

モニタリング方法 : 産業廃棄物 (鉱業廃棄物)・有価発生物の動向調査」による。

目標達成時期 : 平成22年度

行政改革 (特殊法人改革、公益法人改革など)との関連 :なし
 環境保全経費の対象か否か :対象
 環境保全経費に登録した事業名称 :省資源・再資源化政策推進

< 予算額等 >

| | | | | |
|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|
| 開始年度 | 終了年度 | 事業実施主体 | | 主な対象者 |
| 平成14年度 | 平成22年度 | 事業者・民間団体等 | | 事業者・民間団体等 |
| H18FY要求額 | H17FY予算額 | H16FY予算額 | 総予算額(実績) | 総執行額(実績) |
| 58,100 [千円] | 58,100 [千円] | 71,874 [千円] | 242,202 [千円] | 232,531 [千円] |

予算費目名 : < 一般会計 > (項) 経済産業本省、(大事項) 産業公害対策等に必要な経費、
 (中事項) 省資源・再資源化政策推進、(目) 環境問題対策調査等委託費

⑥ 容器包装リサイクル推進調査 (予算 : 委託事業) (継続) 担当課 : リサイクル推進課

概要 : 容器包装リサイクル法附則の規定に基づく同法の施行にかかる検討・評価が産業構造審議会で行なわれており同法の改正が平成18年にも予定されている。これまでの検討・評価において指摘されている課題の改善方策についての調査・検討を実施するとともに、同法の円滑な執行のために必要な調査を継続して実施する。

必要性 : 最終処分量を半減させるためには、一般廃棄物の6割(容積比)を占める容器包装の削減が効果的。容器包装リサイクル法はかかる観点からリサイクル制度を整備するものであり、本事業によって得られるデータは制度の効率的な運用に極めて重要。

目標(目指す結果、効果) : 本事業の目標は、以下のとおりとする。

- ・容器包装リサイクル法の更なる効率的な運用
- ・本法運用の基礎となる再商品化可能量の把握
- ・本法施行による容器包装使用削減効果の検証
- ・再商品化義務のある全事業者による適正な再商品化の実施

計測指標及び指標の推移 :

| 指標名 | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 |
|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 一般廃棄物の最終処分量(万トン) | 1,051 | 995 | 903 | - | - |
| 指定法人契約事業者数(社) | 59,499 | 62,057 | 63,595 | 67,196 | 68,809 |
| 特定事業者が負担する委託額(億円) | 16,488 | 26,950 | 33,444 | 39,928 | 45,076 |

モニタリング方法 : 環境省、社団法人容器包装リサイクル協会発表資料による。

目標達成時期 : 平成22年度

行政改革 (特殊法人改革、公益法人改革など)との関連 :なし

環境保全経費の対象か否か :対象

環境保全経費に登録した事業名称 :省資源・再資源化政策推進

< 予算額等 >

| | | | | |
|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|
| 開始年度 | 終了年度 | 事業実施主体 | | 主な対象者 |
| 平成 8年度 | 平成 22年度 | 事業者・民間団体等 | | 事業者・民間団体等 |
| H18FY要求額 | H17FY予算額 | H16FY予算額 | 総予算額(実績) | 総執行額(実績) |
| 95,005 [千円] | 95,005 [千円] | 71,874 [千円] | 242,202 [千円] | 232,531 [千円] |

予算費目名 : < 一般会計 > (項) 経済産業本省、(大事項) 産業公害対策等に必要な経費、
(中事項) 省資源・再資源化政策推進、(目) 環境問題対策調査等委託費

(7) 地域省エネ型リユース促進事業(予算:委託事業) 新規] 担当課:リサイクル推進課

概要:リターナブル容器は一定の条件ではライフサイクルでのエネルギー使用量が少なく、廃棄物の排出抑制と省エネルギーを達成することが可能とされているが、消費者の嗜好の変化等から使用量が減少しているため、リターナブル容器の普及促進を目的としたモデル事業を実施し、課題の検討を行う。

必要性:本施策目標である資源生産性の向上と最終処分量の半減に向けて、一般廃棄物の6割(容積比)を占める容器包装廃棄物の削減が効果的。リターナブル容器を用いたシステムは容器包装廃棄物をほとんど出さないとされており、本施策目標の実現には有効な対策であると言える。

目標(目指す結果、効果):リターナブル容器の利用拡大を目指した地域省エネ型リユースモデル事業を促進することにより、エネルギー、資源消費量の低減や資源生産性(= GDP/天然資源消費量)の向上についての調査、課題抽出を行う。

計測指標及び指標の推移:

| 指標名 | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 |
|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 一般廃棄物の最終処分量(万トン) | 1,051 | 995 | 903 | - | - |
| 分別収集量(千トン) | 2,103 | 2,303 | 2,429 | 2,626 | - |
| 再商品化量 | 1,995 | 2,211 | 2,368 | 2,538 | - |
| 自主回収認定事業者数(累計) | 74 | 76 | 73 | 74 | - |

モニタリング方法:環境省、社団法人容器包装リサイクル協会発表資料による。

目標達成時期:平成19年度

行政改革(特殊法人改革、公益法人改革など)との関連:なし

環境保全経費の対象か否か:対象

環境保全経費に登録した事業名称:省資源・再資源化政策推進

| < 予算額等 > | | | | |
|-------------|----------|-----------|----------|-----------|
| 開始年度 | 終了年度 | 事業実施主体 | | 主な対象者 |
| 平成 18年度 | 平成 19年度 | 事業者・民間団体等 | | 事業者・民間団体等 |
| H18FY要求額 | H17FY予算額 | H16FY予算額 | 総予算額(実績) | 総執行額(実績) |
| 80,000 [千円] | 0 [千円] | 0 [千円] | 0 [千円] | 0 [千円] |

予算費目名 : < 石特会計 > (項) エネルギー需給構造高度化対策費、
(目) エネルギー使用合理化システム開発調査等委託費

⑧ 自動車リサイクル促進普及情報提供事業 (予算 : 委託事業) 〔 継続 〕 担当課 : 自動車課

概要 : リサイクル料金を負担する自動車所有者及び各種の行為義務が課され、その習熟に相当程度の期間を要する多種多様かつ多数の関連事業者に対して、自動車リサイクル法の意義、仕組み、具体的な実務等を様々な媒体を用いて十分に普及・広報することにより、使用済自動車の適正な流通及びリサイクルの実施を実現する。

必要性 : 本事業は自動車リサイクル法の意義、仕組み、具体的な実務等を様々な媒体を用いて十分に普及・広報するものであり、これにより使用済自動車の適正処理が進められ、自動車破砕残さを始めとする処理困難物の発生抑制、リサイクル部品の活用により、廃棄物の減量につながるものであることから、本施策の目標を実現するには必要不可欠なものである。

目標 (目指す結果、効果) : 自動車所有者及び関連事業者における自動車リサイクル法の意義、仕組み、実務運用等の理解を促進し、自動車リサイクル法の円滑な施行を実現する。

計測指標及び指標の推移 :

- ・使用済自動車の引取台数
- ・リサイクル料金の預託台数
- ・自動車リサイクル法に関する問い合わせ状況

モニタリング方法 : 自動車リサイクルシステムの運用実績他

目標達成時期 : 平成 18年度

行政改革 (特殊法人改革、公益法人改革など) との関連 : なし

環境保全経費の対象か否か : 対象

環境保全経費に登録した事業名称 : 省資源・再資源化政策推進

| < 予算額等 > | | | | |
|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------------|
| 開始年度 | 終了年度 | 事業実施主体 | | 主な対象者 |
| 平成 14年度 | 平成 18年度 | 国 | | 自動車ユーザー、自動車関連事業者等 |
| H18FY要求額 | H17FY予算額 | H16FY予算額 | 総予算額(実績) | 総執行額(実績) |
| 99,899 [千円] | 99,899 [千円] | 99,899 [千円] | 168,668 [千円] | 152,111 [千円] |

予算費目名 : < 一般 > (項) 製造産業対策費 (大) 高度技術集約型産業等の研究開発に必要な経費
(中) 高度技術集約型産業等研究調査 (小) 高度技術集約型産業動向調査
(目) 技術基準等調査委託費 (積算内訳) 自動車リサイクル促進普及情報提供事業

⑨) 古紙再利用促進対策(予算補助事業) (継続) 担当課 紙業生活文化用品課

概要 :古紙リサイクルを促進するため、古紙分別排出の徹底や再生紙製品利用促進等の普及啓発活動のほか、古紙新規用途普及促進、リサイクル対応型紙製商品開発促進等の事業を行う(補助率 1/2)。

必要性 :古紙リサイクルは、循環型資源有効利用の観点に加え、森林保全等地球環境への配慮、さらには廃棄物の減量化といった観点から益々重要である。このため、古紙リサイクルの普及啓発や、古紙に関わる基礎的調査事業等の実施を通して、より高度で効率的なリサイクルシステムの構築を図る。

目標(目指す結果、効果):資源有効利用促進法に基づく紙製造業に属する事業を行う者の古紙の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令において、平成17年度までに古紙利用率を60%に目標設定した。現在、目標達成が見込まれる状況にあり、時期目標について検討中である。

計測指標及び指標の推移:

| 指標名 | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 古紙利用率 | 57.3 | 58.3 | 59.8 | 60.4 | 60.3 |
| 古紙回収率 | 58.4 | 63.2 | 65.2 | 66.9 | 69.0 |

モニタリング方法 :財団法人古紙再生促進センター発表統計による。

目標達成時期 :平成22年度

行政改革(特殊法人改革、公益法人改革など)との関連 :なし

環境保全経費の対象か否か :対象

環境保全経費に登録した事業名称 :省資源・再資源化政策推進

< 予算額等 >

| 開始年度 | 終了年度 | 事業実施主体 | | 主な対象者 | |
|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|--|
| 平成2年度 | 平成22年度 | 国 | | 民間団体等 | |
| H18FY要求額 | H17FY予算額 | H16FY予算額 | 総予算額(実績) | 総執行額(実績) | |
| 41,315 [千円] | 41,315 [千円] | 46,823 [千円] | 675,131 [千円] | 627,905 [千円] | |

予算費目名 :< 一般 > (項) 経済産業本省 (大) 産業公害対策等に必要な経費

(中) 古紙再利用促進対策 (目) 消費生活等合理化対策費補助金

(10) 特定家庭用機器等再商品化関係事業 (予算:委託事業) (継続)

担当課 情報通信機器課

概要 :家電リサイクル法に基づく立入検査等の法施行事務及び円滑な施行を確保する上で不可欠な調査事業を実施するとともに、同法制度の見直しに必要な調査を行う。また、家電リサイクル法、パソコン及び二次電池リサイクル、事務機器のリユース並びに家電製品のリサイクル及びリデュースの普及啓発・情報提供事業を実施する。

必要性 :本事業は、家電リサイクル制度、資源有効利用促進法の円滑な施行確保、制度の定着を図るもので、事業の必要性は高い。また、自動車用バッテリーのリサイクルシステム

(平成18年度施行)の関係者への周知や、家電リサイクル法の見直し・検討(平成18年)に必要な調査を行う必要があり、本事業は必要不可欠である。

目標(目指す結果、効果):本事業の目標は、家電リサイクル法、資源有効利用促進法の円滑な施行確保、制度の定着、及び家電リサイクル法に基づく再商品化率の向上とする。

計測指標及び指標の推移:

| 指標名 | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 |
|-----------------|--------|----------|----------|----------|----------|
| 廃家電4品目の回収台数 | | 855万台 | 1015万台 | 1046万台 | 1122万台 |
| 家庭系パソコン回収台数 | | | | 79,278台 | 227,677台 |
| 事業系パソコン回収台数 | | 502,477台 | 543,962台 | 619,025台 | 集計中 |
| 廃家電4品目再商品化実績 | | | | | |
| エアコン (60%以上) | | 78% | 78% | 81% | 82% |
| テレビ (55%以上) | | 73% | 75% | 78% | 81% |
| 冷蔵庫 (50%以上) | | 59% | 61% | 63% | 64% |
| 洗濯機 (50%以上) | | 56% | 60% | 65% | 68% |

モニタリング方法:関連団体作成の統計等

目標達成時期:未定

行政改革(特殊法人改革、公益法人改革など)との関連:なし

環境保全経費の対象か否か:対象

環境保全経費に登録した事業名称:省資源・再資源化政策推進

< 予算額等 >

| 開始年度 | 終了年度 | 事業実施主体 | | 主な対象者 | |
|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--|
| 平成11年度 | - | 民間団体等 | | 消費者等 | |
| H18FY要求額 | H17FY予算額 | H16FY予算額 | 総予算額(実績) | 総執行額(実績) | |
| 236,000 [千円] | 165,817 [千円] | 156,104 [千円] | 483,597 [千円] | 454,589 [千円] | |

予算費目名:<一般>(項)経済産業本省、経済産業局(大事項)産業公害対策等に必要経費
(中事項)特定家庭用機器等再商品化関係事業(目)環境問題対策調査等委

4.有効性、効率性等の評価

(0) 施策全体

手段の適正性:循環型社会を構築するには、事業者・地方自治体・国民が循環型社会形成に向けた認識を高め、3Rの実施に努めることが重要となる。本施策は、このための基盤

となるリサイクル等の循環型社会関連の情報提供、普及啓発、人材育成、市場環境整備等を実施するもので、公共性を有することから国が関与することは適切である。

効果とコストとの関係に関する分析(効率性) : 本施策の寄与により、循環型社会の構築が達成された場合、廃棄物量の削減に伴い社会コストが削減され、その効果は非常に大きいものとなる。更に、リサイクル比率や資源生産性の高まりに伴い、循環型社会ビジネスの拡大、民間需要創出効果や雇用創出効果の他、産業競争力の強化も期待される。

適切な受益者負担 : 本施策は事業者・地方自治体・国民を対象として普及啓発業務、人材育成業務、情報提供業務などを実施するものであり、民間事業者単独ではシステム構築に係る費用負担も難しく、また、本施策による受益者は特定の者に偏ることなく全ての国民となることなどから、国が費用を負担するもの。

(1) 国際循環システム対策費

〔モニタリング結果及び事業の必要性、有効性、効率性等に係る検証〕

一般廃棄物及び産業廃棄物のリサイクル比率を高めるとともに、最終処分量の半減を目指すには、国内だけではなくアジアを中心とした海外を視野にいれたリサイクルシステムの構築が不可欠である。本事業は、国際的な資源循環システム構築のための対策を進めるものであり、施策目標を実現する観点から必要な事業である。

手段の適正性 : 一般に、廃棄物等は経済原則に基づき処理費用のより安いルートに流れる傾向にあり、不適正な越境移動も発生しているため、国が関与して適正な管理体制を確保することが必要である。また、我が国の高度な環境・リサイクル技術普及するためには、国の関与によるアジアを中心としたリサイクルシステムの構築が必要である。

効果とコストとの関係に関する分析(効率性) : 本事業により、我が国のリサイクル関連企業が適正な資源循環システムを実現しつつ、国際的なビジネス展開を円滑に進められることによって、リサイクル関連産業の市場規模・雇用規模の拡大が進むことが期待され、予算措置による効果は大きい。

適切な受益者負担 : 本事業の受益者は、企業・事業者、生活者・消費者と多岐に亘り、国民全体が対象となるものであり、国が金額を負担することは適切である。

(2) 3Rシステム化可能性調査事業

〔モニタリング結果及び事業の必要性、有効性、効率性等に係る検証〕

個別品目毎の3Rシステムの構築に当たっては、個別産業・製品毎の実態を踏まえたシステムの構築が必要であり、また、資源循環を円滑に進めるためには、3R製品が市場で利用されるように用途拡大を図る必要がある。本事業ではこれらに関するフィージビリティ調査を行うものであり、事業の必要性は高いと言える。

手段の適正性 : 3R製品の開発や用途拡大はバージン材による製品として価格面での競争条件が厳しい場合が多く、民間・企業にのみ任せただけでは十分な取組みが期待できない。市場メカニズムの不完全性を補足する観点から本事業は、公共性が高く、国が関与し予算措置することは適切である。

効果とコストとの関係に関する分析(効率性) : 本事業により、個別品目毎の3Rシステムがビジネスとして確立されることによって、リサイクル関連産業の市場規模・雇用規模の拡大が

進むことが期待され、予算措置による効果は大きい。

適切な受益者負担 :本事業の受益者は、企業・事業者、生活者・消費者と多岐に亘り、国民全体が対象となるものであり、国が金額を負担することは適切である。

③ 環境配慮設計等基盤整備事業

〔ニタリング結果及び事業の必要性、有効性、効率性等に係る検証〕

事業者・消費者などのステークホルダーに対するヒアリング・アンケートなどにおいては、環境配慮型製品が市場に受け入れられるためには、共通の指標の導入を国に望む声が高く、本事業をより積極的に推進する必要がある。

手段の適正性 :企業において3Rへの評価手法の開発・配慮状況の公表が進められているが、評価手法や効果の公表は必ずしも同一基準で行われてはいないため、消費者等に分かりやすい統一した評価指標の確立が必要となっており、法の適正な執行を担保する上でも適切な措置である。

効果とコストとの関係に関する分析 (効率性) :本事業により、環境配慮型製品・サービスの市場拡大の基盤となる環境配慮設計等のルール整備や事業者が積極的に情報提供し、迅速に顧客・消費者からのフィードバックを反映するための枠組み整備が進むことにより、リサイクル関連産業の市場規模・雇用規模の拡大が進むことが期待され、予算措置による効果は大きい。

適切な受益者負担 :本事業の受益者は、企業・事業者、生活者・消費者と多岐に亘り、国民全体が対象となるものであり、国が金額を負担することは適切である。

(4) 循環ビジネス人材教育・環境ビジネスアドバイザー派遣事業

〔ニタリング結果及び事業の必要性、有効性、効率性等に係る検証〕

アンケート結果によれば、講義の理解度が高い上、引き続き受講を希望したいという意見が多いことから事業の効果が上がっていると思われる。また、3Rの流れを実際に見て触れられる形式の教材が他に例が無いこともあり、アンケート結果等は概ね好評であり事業の効果は上がっていると思われる。

手段の適正性 :特に中小企業等が循環ビジネスに取り組む実施する場合は、人材・資金等で困難な面が多いこと、また事業の実施に際しては各分野に知見を有する団体により事業を一括して実施することが効率的であることから、これらに対して国が積極的に対処することが重要である。

効果とコストとの関係に関する分析 (効率性) :本事業は、全国規模での循環ビジネスの取組を支援することが可能である。また、地域における循環型経済システムの担い手となる一般市民に対して循環型教育を実施することは、地域に密着した循環型社会の構築において多大な効果が期待されるものである。

適切な受益者負担 :循環型経済システムへの転換を進めていくためには、民間主体の「循環ビジネス」の創出・発展が重要であるが、循環ビジネスが直接収益に結びつかない場合や初期投資が多額で短期的に収益に結びつかない場合など、国として積極的に支援する必要があること等から、受益者負担を求めることは適切でない。

6) 循環型社会システム動向調査

〔二タリング結果及び事業の必要性、有効性、効率性等に係る検証〕

本事業では、産業廃棄物・有価発生物の発生、中間処理、再資源化、最終処分等の状況を調査・解析を行うことにより、副産物の発生抑制、資源の有効利用の確保、最終処分量の削減等、効果的な産業廃棄物等対策の検討・実施に重要な情報が継続的に得られており、3R政策を推進する上で必要不可欠なものとなっている。

手段の適正性：国が循環型社会形成に係る政策立案を行うにあたっては、産業廃棄物の発生量等に関するデータや、諸外国における制度の内容や運用実態等を把握し、我が国に導入する場合の問題点や課題等について検討を行うなど、関連する基礎調査を行うことは必要不可欠であり、国が予算措置することは適切である。

効果とコストとの関係に関する分析（効率性）：本事業により、国が循環型社会形成に係る政策立案・運営を行うにあたっての問題点や課題等が明確となり、国の予算や人的資源を効率的に配分することが可能となるため、予算の効率化の観点から多大な効果が期待される。

適切な受益者負担：本事業の受益者は、企業・事業者、生活者・消費者と多岐に亘り、国民全体が対象となるものであり、国が金額を負担することは適切である。

6) 容器包装リサイクル推進調査

〔二タリング結果及び事業の必要性、有効性、効率性等に係る検証〕

容器包装リサイクル法の適切な施行を図るためには、再商品化義務を履行しない者や義務量の過少申告者を捕捉し、その解消を図ることが必要であるが、指定法人契約事業者数は年々着実に増加している。また、一般廃棄物の6割（容積比）を占める容器包装の削減の効果として、最終処分量の減少に貢献していると言える。

手段の適正性：容器包装リサイクル法を執行するための費用であり、予算措置以外に代替できるものはない。

効果とコストとの関係に関する分析（効率性）：産業構造審議会では容器包装に関係する諸情勢を見極めつつ、多様な政策ツールを活用し、資源の有効利用と環境負荷が最小となるような制度とすることなどが求められているが、本事業はこれらの検討に必要な調査事業であり、予算措置の効果は大きい。

適切な受益者負担：本事業の受益者は、企業・事業者、生活者・消費者と多岐に亘り、国民全体が対象となるものであり、国が金額を負担することは適切である。

7) 地域省エネ型リユース促進事業

〔二タリング結果及び事業の必要性、有効性、効率性等に係る検証〕

本施策目標である資源生産性の向上と最終処分量の半減のためには、一般廃棄物の6割（容積比）を占める容器包装廃棄物の削減が効果的。リターナブル容器を用いたシステムは容器包装廃棄物をほとんど出さないとされており、本施策目標の実現には有効な対策であると言える。

手段の適正性：エネルギー使用量やCO₂発生量等について市場原理だけでは環境負荷を低

減することはできないため、国が関与して社会的に最も効率的なリサイクルシステムを構築することが必要である。

効果とコストとの関係に関する分析(効率性):リターナブル容器を用いたリサイクルシステムについては、容器包装廃棄物をほとんど排出しないことから各方面より実施の要望が高いが、遠方からの容器の回収、不効率な回収網の設定はエネルギーの浪費、環境負荷を増大させる可能性もあり、当該システムの検討に対する予算措置の効果は大きい。

適切な受益者負担:本事業の受益者は、企業・事業者、生活者・消費者と多岐に亘り、国民全体が対象となるものであり、国が金額を負担することは適切である。

⑧)自動車リサイクル促進普及情報提供事業

(ニタリング結果及び事業の必要性、有効性、効率性等に係る検証)

法の本格施行にあたって、およそ11万事業者にのぼる関連事業者に対して全国説明会を行うとともに7,500万の自動車所有者の理解普及に向けてチラシ等の作成・配布を行ったところ、リサイクル料金の預託や使用済自動車の引取が円滑に行われていることから、その効果が現れているものと思われる。

(参考)施行の状況

| | |
|--------------|-------------------------|
| 使用済自動車の引取台数 | 120万台 |
| リサイクル料金の預託台数 | 1,986万台(1~6月累計) |
| 問い合わせ件数 | 1月:15.8万件 6月:3.7万件 |

なお、本制度は、事業者に課す行為義務が多岐にわたり依然業務習熟度が未だ十分でないこと、法施行後3年間は、車検時のリサイクル料金の支払が生ずること等から、引き続き関係事業者並びに自動車所有者に対する普及・広報事業を推進していくことが必要不可欠。

手段の適正性:全国で説明会を実施することにより、業界団体に所属していない事業者を含む関係事業者や自動車ユーザーに自動車リサイクル法について説明することができ、制度の周知徹底及び円滑な実施を担保することが可能となる。また、チラシ、ポスター等の作成・配付により、自動車ユーザー及び関係事業者への周知に大きく役立つ。

効果とコストとの関係に関する分析(効率性):本事業の実施により、自動車ユーザーに対し自動車リサイクル法が周知されることでリサイクル料金の円滑な費用徴収等が図られることに加え、自動車リサイクルシステムを機能させる上で不可欠な使用済自動車のリサイクル事業者の参画をも図られ、使用済自動車の適切なリサイクル・処理の実施が確保される。

適切な受益者負担:本事業は法施行を円滑に実施するための事業であり、国が金額を負担するもの。従って、受益者負担の観点からも適切である。

⑨)古紙再利用促進対策

(ニタリング結果及び事業の必要性、有効性、効率性等に係る検証)

さらなる古紙利用の促進を目指し、より高度で効率的なリサイクルシステムの構築を図る必要がある。今後、関係者へのヒアリング等を通じて、次期古紙利用率の目標について検討を予定している。

手段の適正性:古紙リサイクルは、資源の有効活用や環境保全に資するのみならず廃棄物の減量化にも繋がる公益性の高いものであり、これを促進するため本事業を通じて排出

元である一般家庭や事業所、回収・卸売事業者、製紙メーカー、また紙のユーザーと全ての国民・企業を対象とした幅広い調査・啓発活動が必要である。

効果とコストとの関係に関する分析(効率性):古紙リサイクルに関係する各主体者(排出者・再利用者等)を対象として、効率的・効果的に本事業を実施してきたことにより、古紙回収量等は着実に増加してきていることから、予算の効率化の観点から効果は大きい。

適切な受益者負担:本事業は、補助率を1/2としているが、古紙を原料として利用する事業者で構成する実施者にも負担を求めている。従って、受益者負担の観点からも適切である。

(10)特定家庭用機器等再商品化関係事業

(注)ニタリング結果及び事業の必要性、有効性、効率性等に係る検証)

回収台数・実績は増加しており、これは本事業により、家電リサイクル制度が消費者等関係者に定着しつつあるものと考えられる。

手段の適正性:家電リサイクル法第7条に国としての責務が規定されており、その責務を果たすためには、予算措置が適切。

効果とコストとの関係に関する分析(効率性):家電リサイクル法は使用済製品を消費者から小売業者、自治体、製造業者等への適正な引渡しが重要であるが、施行4年目(平成16年度)の回収台数は前年度比7.2%増であり、回収台数は年々増加している。これは、普及啓発事業等により、家電リサイクル制度が定着しているものと考えられ、予算事業による効果は大きい。

適切な受益者負担:本事業は、家電リサイクル法及び資源有効利用促進法の施行を円滑に実施するため、不可欠な調査、消費者等への普及啓発、製造業者等への情報提供を実施する事業であり、国が金額を負担することは適切である。

その他:本事業は、リサイクル制度の円滑な施行のため、関係者の協力を得ることを目的としており、事業の必要性は高い。また、自動車用バッテリーのリサイクル制度の円滑な施行(平成18年度)のため、関係者への周知が必要である。さらに、家電リサイクル法の見直し検討(平成18年)のため、調査を行う必要がある。

5.中間・事後評価結果、有識者、ユーザー等の各種意見

(1)国際循環システム対策費

中間・事後評価結果等の反映:新産業創造戦略2005において、「グローバル資源循環型経済社会の構築に向けて、我が国の技術・ノウハウを活かした世界に通用する強い地域を形成するため、高度な廃棄物処理・リサイクル技術を核とし、アジアでの資源循環促進と人材育成機能を併せ持つ世界発信型環境・リサイクル先進拠点を整備する。」とされた。

有識者、ユーザー等の各種意見:平成16年10月産業構造審議会国際資源循環WGにおいて、アジアにおける資源循環のネットワーク構築推進についての報告をとりまとめた。また、平成17年4月には、我が国で3Rイニシアティブ閣僚会合・シンポジウムが開催され、アジア域内における国際資源循環問題に取り組むことが合意された。

(2) 3Rシステム化可能性調査事業

中間・事後評価結果等の反映：新産業創造戦略」の環境分野におけるアクションプログラムとして、環境に配慮した新しい「サービス」、「ビジネスモデル」の創造と市場拡大を促進する。」とされている。

有識者、ユーザー等の各種意見：平成12年の資源有効利用促進法改正時における国会附帯決議において「事業者の廃棄物・リサイクル対策への一層の取組みを促す観点から、資源の有効利用に関する技術開発、施設整備等に対する支援等に努める」「リサイクル製品の新規用途の開発により、リサイクル製品の市場拡大を支援するよう努めること。」とされた。

(3) 環境配慮設計等基盤整備事業

中間・事後評価結果等の反映：新産業創造戦略2005」の環境分野において、具体的なアクションプログラムとして、環境配慮設計の在り方について、国内でのルール整備に取り組むとともに、我が国産業の高い環境対応力を活かす形で、素材・部品・製品製造に至るサプライチェーン全体のグリーン化を推進する。」等とされている。

有識者、ユーザー等の各種意見：産業構造審議会製品3Rシステム高度化WGの取りまとめ(案)(H17.8)では、循環型経済社会の構築に向けた取組を高度化するためには、製品のライフサイクル全体において関係する主体が活用しうる「環境配慮情報」を可視化・伝達すること、その際には国際的な整合性の確保に努めるべき、とされている。

(4) 循環ビジネス人材教育・環境ビジネスアドバイザー派遣事業

中間・事後評価結果等の反映：第147会通常国会において資源有効利用促進法が成立した時の衆議院附帯決議では、環境に関する国民への啓発等を総合的・体系的に推進するための措置を講ずるべきとされている。

有識者、ユーザー等の各種意見：産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会循環ビジネスワーキンググループにおいて、循環ビジネスの創出、環境経営の促進のための支援の必要性が提言されている。

(5) 循環型社会システム動向調査

中間・事後評価結果等の反映：中間評価において、リデュース・リユース・リサイクルが可能となる品目・業種を確実に増やしていくことが重要であり、このためには、排出量の多い品目・業種や処理困難物を中心に、個々の品目・業種に最適な3Rシステム構築促進のための基礎調査を推進することが重要である、とされた。

有識者、ユーザー等の各種意見：平成12年の資源有効利用促進法改正時における国会附帯決議において、「今後とも諸外国の例を踏まえつつ、望ましい法体系のあり方につき検討すること」とされている

(6) 容器包装リサイクル推進調査

中間・事後評価結果等の反映：指定法人契約事業者数は着実に増加している一方、容器包装リサイクルWG(第7回)において、委員より「真面目に取り組んでいる特定事業者にとつ

て、ただ乗り事業者がいるという状況は非常に好ましくない。引き続き対策を進めて欲しい。」という意見があったことを踏まえ、引き続きただ乗り事業者の捕捉に努めていく。

有識者、ユーザー等の各種意見 :産業構造審議会において、リデュースに対して貢献するのはどの関係者かなどについて把握した上での対応が必要、プラスチック製容器包装の再商品化手法については、再商品化製品の品質や経済的価値・利用状況・環境負荷への寄与度・費用対効果等を考慮すべき等の意見があった。

(7) 地域省エネ型リユース促進事業

中間・事後評価結果等の反映 :リターナブル容器については、総務省が実施した政策評価の結果、その調査・検討の必要性が総務大臣から主務大臣(環境、経済産業、財務、厚生労働、農林水産)に意見として通知されたように、本事業の必要性は高いと言える。

有識者、ユーザー等の各種意見 :産業構造審議会容器包装ワーキング・グループにおいて、リターナブル容器導入の実現可能性を高める方策については引き続き検討が必要、との意見があった。

(8) 自動車リサイクル促進普及情報提供事業

中間・事後評価結果等の反映 :平成16年度における事業は目標を十分に達成することができた。しかしながら、リサイクル料金を負担する自動車所有者(特に、平成18年度においてリサイクル料金が預託されることとなる、約3,000万台の車の所有者)及び行為義務が多岐にわたり依然業務習熟度が十分でない事業者に、引き続き、自動車所有者向けのチラシの作成・配布、全国各地における関連事業者向けの説明会の開催等を行う。

また、法施行前及び法施行後に開催された産業構造審議会・中央環境審議会の合同部会においても、各委員から一般及び関係事業者向けの広報活動が求められているところ。

(9) 古紙再利用促進対策

中間・事後評価結果等の反映 :「今後の古紙リサイクルの向上に向けて報告書」(平成12年12月古紙リサイクル推進検討会(紙業印刷業課事務局)において、平成17年度時点における古紙利用率を60%に向上することを目標とした。次期目標については、技術面・調達面で検討を行っているところであり、引き続き古紙利用の促進を目指すところである。

有識者、ユーザー等の各種意見 :近年、古紙回収量の増加に伴うゴミの混入が問題視されている。今後とも国内外での利用を進めるためにリサイクルが機能するよう古紙リサイクル関係者(事業者・自治体等)より、全国的観点から情報提供等の環境整備を行う必要があるとの意見があった。

(10) 特定家庭用機器等再商品化関係事業

中間・事後評価結果等の反映 :家電リサイクル法第7条第3項において、国は、教育活動、広報活動等を通じて、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない」と規定している。

有識者、ユーザー等の各種意見 :小売業者向け説明会や消費者に一番近い存在である自治体から、家電リサイクル等制度の定着を図るため、パンフレット等を作成し、普及啓発

事業や情報提供事業を通じて、調査事業結果も盛り込みながら、国としての責務を引き続き果たして欲しいとの意見があった。

<参考> これまでに終了した事業概要 (説明、目標、指標、達成時期、外部要因など)

(1) 循環ネットワーク整備事業 (予算：補助事業) 担当課：リサイクル推進課
 概要：循環先進企業が技術開発、製品開発を実施し、当該情報の発信が促されるシステム企画の検討を実施するとともに、3R関連法について更なる理解促進や企業・自治体等の取組促進を図るため、電子情報システム・パンフレット・冊子・ポスター等を活用して、対象者を意識した情報提供を行う。
 必要性：環境配慮製品及び循環ビジネスに関しては、従来から様々なインターネットサイトで情報収集が出来たものの、体系だった総合的な検索が出来なかった。このような状況を早急に改善して循環型社会を形成するために、国自らが真に役立つサイトを構築する。
 目標達成度(結果、効果)：3R関連法制等について、市民等を意識した情報提供を行うことにより、循環型社会構築に向けた国民・事業者・自治体等の更なる理解を促進した。
 指標：成果品に対する意見や利用度、満足度
 目標達成時期：平成16年度
 目標達成状況に影響した外部要因など考慮すべき事項：特になし

<予算額等>

| 開始年度 | 終了年度 | 事業実施主体 | 主な対象者 |
|-------------|--------|-------------|----------|
| 平成15年度 | 平成16年度 | 民間団体等 | 事業者、消費者等 |
| 総予算額 | | 総執行額 | |
| 80,000 [千円] | | 73,816 [千円] | |

予算費目名：<一般> (項)経済産業本省(大事項)産業公害対策等に必要経費
 (中事項)省資源・再資源化政策推進(目)環境問題対策調査等委託費

(2)循環型製品・システム市場化開発調査 (予算：委託事業) 担当課：リサイクル推進課
 概要：使用済み製品や廃棄物をリサイクルして新たな用途に用いられる製品について試作品の製造を行い、性能試験、安全性試験、市場調査等を実施するとともに、試作品の普及を図るため、展示会等を実施する。
 必要性：リサイクル製品の開発や用途拡大はバージン材による製品と比して価格面での競争条件が厳しい場合が多く、市場に任せておくだけではその十分な取組が期待出来ないため、公共財的性格を持つ本調査事業を行政サービスとして国が講じる必要がある。
 目標達成度(結果、効果)：経済的な新規リサイクル製品の開発に資する調査を行い、その調査結果の普及啓発により、新規リサイクル製品の需要を拡大させ、循環型経済社会構築に寄与してきた。
 指標：製品等への実用化率(採択件数/実用化件数)及び対象廃棄物の新規用途への使用量
 目標達成時期：平成17年度
 目標達成状況に影響した外部要因など考慮すべき事項：特になし

| | | | |
|----------------|---------|--------------|-------|
| < 予算額等 > | | | |
| 開始年度 | 終了年度 | 事業実施主体 | 主な対象者 |
| 平成 3年度 | 平成 16年度 | 民間団体等 | 民間団体等 |
| 総予算額 | | 総執行額 | |
| 1,178,860 [千円] | | 944,613 [千円] | |

予算費目名 : < 一般 > (項) 経済産業本省 (大事項) 産業公害対策等に必要経費
(中事項) 省資源・再資源化政策推進 (目) 環境問題対策調査等委託費

(3) 中小企業環境・安全等対応情報提供事業(予算：交付金) 担当課 経営支援課

概要 環境・安全等の課題に関して中小企業者が必要とする情報について、中小企業基盤整備機構が自ら設置する相談窓口や都道府県等中小企業支援センターにおけるセミナー開催等を通じて、中小企業者に提供する。

必要性 環境・安全問題に対応する上で、我が国の多くを占める中小企業者が行う環境負荷削減の取組みを支援することは重要であり、この一環として中小企業者に施策情報等を提供し、各種相談に応えることが必要である。

目標達成度(結果、効果) : 中小企業基盤整備機構の相談窓口への相談件数が増加する等、中小企業者の環境・安全問題に対する意識が高まってきており、政策の普及等に寄与した。

指標 : アンケート等による講習会出席者等の認識度(平成 16年度)

講習会の内容に関する評価は、規制等に対する認識が「非常に高まった 18.9%」

「ある程度高まった 74.3%」、「あまり高まらなかった 6.4%」、「まったく高まらなかった 0.4%」

(参考)

| | 平成 12年度 | 平成 13年度 | 平成 14年度 | 平成 15年度 | 平成 16年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|---------|
| 講習会開催回数 | 183回 | 282回 | 271回 | 240回 | 229回 |
| 講習会参加者数 | 約13,000人 | 約25,900人 | 約21,000人 | 約21,000人 | 18,535人 |
| 相談件数 | 約 2,150件 | 約 2,560件 | 約 2,830件 | 2,634件 | 3,062件 |

目標達成時期：平成 17年度

目標達成に影響した外部要因など考慮すべき事項 特になし

< 予算額等 >

| | | | | |
|-------------------------------|-------------------------------|--------------|----------------|--------------|
| 開始年度 | 終了年度 | 事業実施主体 | 主な対象者 | |
| 平成 12年度 | 平成 17年度 | 中小企業基盤整備機構 | 中小企業者等 | |
| H17FY 要求額 | H16FY 予算額 | H15FY 予算額 | 総予算額 | 総執行額 |
| 独立行政法人中小企業基盤整備機構一般勘定運営費交付金の内数 | 38,990 [千円] | 221,289 [千円] | 1,209,035 [千円] | 955,131 [千円] |
| | 独立行政法人中小企業基盤整備機構一般勘定運営費交付金の内数 | | | |

予算費目名 : < 一般 > (事項) 独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費交付に必要な経費
(目) 独立行政法人中小企業基盤整備機構一般勘定運営費交付金
(うち中小企業環境・安全等対応情報提供事業)